

施術者及び施術団体 各位

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長
(公 印 省 略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費の改定について (通知)

平素より、静岡県後期高齢者医療広域連合の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和 6 年 5 月 31 日付け厚生労働省通知 (保発 0531 第 1 号) 及び事務連絡を踏まえ、下記のとおり改定する旨通知がありましたので、お知らせします。

記

1 改定の要旨

(1) 施術料等の改定

①はり・きゅう

	現行	増減額	改定後
初検料(1術)	1,780円	+170円	1,950円
初検料(2術)	1,860円	+370円	2,230円
施術料(1術)	1,550円	+60円	1,610円
施術料(2術)	1,610円	+160円	1,770円
電療料	34円	+66円	100円

②あん摩・マッサージ

	現行	増減額	改定後
施術料 1局所につき	350円	+100円	450円
温罨法(加算)	125円	+55円	180円
温罨法・電気光線器具(加算)	160円	+140円	300円
変形徒手矯正術 1肢1回につき	450円	+20円	470円

2 適用開始年月日

令和 6 年 6 月 1 日施術分から

裏面に続く

3 参照

厚生労働省（各種通知）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/01.html>

静岡県後期高齢者医療広域連合（申請書、届出様式のダウンロード）

<https://www.shizuoka-ki.jp/youshikisyu/index1.html>

静岡県後期高齢者医療広域連合 医療給付室 TEL 054-270-5530
